

平成 19 年 9 月 10 日
健康福祉事業本部
福祉部介護保険課

株式会社コムスンへの対応について

1 株式会社コムスン

1988 年設立、人材派遣会社グッドウィル・グループの 100% 子会社
訪問介護業界最大手

全国 2081 事業所

東京都内 287 事業所

練馬区内 11 事業所

(訪問介護 4、居宅介護支援 2、訪問入浴介護 1、通所介護 1、福祉用具
貸与 1、特定福祉用具販売 1、認知症対応型共同生活介護 1)

2 厚生労働省の通知

平成 19 年 6 月 6 日 各都道府県宛て

「コムスンのすべての事業所において介護サービス事業者に関する指定ま
たは許可及び更新をしてはならない。」(不正行為の行われた日から 5 年
間)

【根拠】5 月に実施した全国一斉監査により、コムスンが 5 都県 8 事業所
で不正な手段による指定申請を行った。これが介護保険法の事業所の新規
指定および更新の欠格事由である「不正または著しく不当な行為」に該当
するため。

3 練馬区内のコムスンの状況

(1) 東京都の指導

・平成 18 年 12 月から 19 年 2 月にかけて区内 13 ヲ所のコムスンの訪
問介護事業所に対し、実地検査と書面検査を実施した。

・平成 19 年 5 月 21 日石神井公園ケアセンターの監査を実施した。その
結果、虚偽の指定申請(従事できない訪問介護員の資格証明書を使用して
指定を受けた)および人員基準違反(指定時点において管理者がいなかつ
た)の重大な違反が発見された。

(2) コムスンの対応

・平成 19 年 5 月 22 日コムスンが東京都に対し石神井公園ケアセンター
の廃止届を提出した。

・5 月 31 日までに 13 ヲ所の訪問介護事業所の統廃合を繰り返し、4 ヲ
所とした。

・石神井公園ケアセンターの事業は、大泉学園ケアセンターに引き継いだ。

4 練馬区の対応

(1) 区民への対応

・6月8日に区内のすべてのケアマネージャーに通知し、以下の3点をコムスの利用者にお知らせいただくよう依頼した。

地域包括支援センターで、サービスに支障が生じることがないように、相談に応じること。

コムスは、事業所毎の指定有効期限までは、引き続き介護サービスを提供するよう区が指導すること。

指定有効期限が到来し、事業が継続できなくなる場合には、他の事業者を紹介する等の措置を講ずるよう区が指導すること。

(2) コムスへの対応

・6月8日に石神井公園ケアセンターの事業を引き継いだ大泉学園ケアセンターの実地指導を行い、契約書の不備、訪問記録の矛盾、書類の日付等の記載漏れ等を指摘し、是正を指導した。

・コムスの区内すべての事業所に対し、上記 ~ の内容に加えて適宜実施報告をする旨指示をした。

・石神井公園ケアセンターの不正行為は設立の際のものであるので、平成17年5月1日に遡って介護給付費全額と、これに100分の40を加えた金額を返還させる。

(3) 区内の介護保険事業者への対応

・6月下旬に、区内の指定居宅介護支援事業者および訪問介護事業者を集め、集団指導を行い、厚生労働省令等に定める基準等の周知徹底を図っていく。また、順次実地指導を行っていく。

【参考資料】

区内のコムス事業所の利用状況等

平成19年3月現在

	事業種別	区内コムス事業所を利用した区被保険者数(人)	区内全体の利用者数(人)	割合(%)	区内コムス事業所数(所)	区内事業所数(所)	割合(%)
介護サービス関連	居宅介護支援	182	9,688	1.88	2	155	1.29
	訪問介護	392	7,619	5.15	13	160	8.13
	通所介護	59	4,055	1.45	1	73	1.37
	訪問入浴介護	47	547	8.59	1	5	20.00
	福祉用具貸与	153	4,928	3.10	1	26	3.85
	特定福祉用具販売		調査中	-	1	26	3.85
	認知症対応型共同生活介護	11	269	4.09	1	14	7.14
	合計	844	27,106	3.11	20	459	4.36
	障害福祉サービス関連	居宅介護	66	731	9.03	5	103
重度訪問介護		9.03			6	96	6.25
行動援護		0	0	0.00	1	11	9.09
移動支援		55	494	11.13			
合計		121	1,225	9.88	12	210	5.71